別表９

資源生産性革新に伴う法第21条の２第１項に規定する株式の発行又は自己株式の処分及び特定公開買付けの内容

①　特定公開買付けにおいて取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数の下限	
②　①を取得した場合の他の株式会社又は外国法人の総議決権に占める事業者が保有する当該他の株式会社又は外国法人の議決権の数の割合	
③　法第21条の２第１項の規定により発行する株式又は処分する自己株式の数	
④　法第21条の２第１項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の結果として同項の子会社が保有することとなる事業者の株式の数	

(注)

１．①には、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、特定公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を②に記載すること。

３．④は、特定公開買付けに際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

様式第三十号６．の次に次のように加える。

７．資源生産性革新に係る競争に関する事項

様式第三十（記載要領）１．中「内容」」の下に「及び「７．資源生産性革新に係る競争に関する事項」」を加える。

様式第三十三号６．の次に次のように加える。

７．変更後の資源生産性革新に係る競争に関する事項

様式第三十三（記載要領）１．中「内容」」の下に「及び「７．変更後の資源生産性革新に係る競争に関する事項」」を加える。

様式第三十七を次のように改める。

様式第三十七（第24条関係）

事業革新新商品生産設備導入計画に係る認定申請書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名　印

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第14条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．事業革新新商品生産設備の導入の目標
２．導入しようとする事業革新新商品生産設備に係る事業革新新商品の内容
３．事業革新新商品生産設備の内容
４．事業革新新商品生産設備の導入の実施時期
５．事業革新新商品生産設備の導入に必要な資金の額及び調達方法

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．事業革新新商品生産設備の導入の目標
事業革新新商品生産設備の導入に係る事業の目標（事業革新新商品生産設備の導入を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

２．導入しようとする事業革新新商品生産設備に係る事業革新新商品の内容
⑴　導入しようとする事業革新新商品生産設備に係る事業革新新商品の具体的内容を要約的に記載する。
⑵　別表１により、我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下この様式において「基本指針」という。）の定めるところにより、導入しようとする事業革新新商品生産設備に係る事業革新新商品の基準への適合状況について記載する。

３．導入しようとする事業革新新商品生産設備の内容
⑴　導入しようとする事業革新新商品生産設備の具体的内容を要約的に記載する。当該記載中において、当該事業革新新商品生産設備の導入が過剰供給構造の解消を妨げるものでないことの説明を記載する。
⑵　事業革新新商品生産設備の導入を行う場所の住所を記載する。
⑶　別表２により、事業革新新商品生産設備の導入に伴う設備投資の内容及び基本指針の定めるところによる、導入しようとする事業革新新商品生産設備の基準への適合状況について記載する。

４．事業革新新商品生産設備の導入時期
事業革新新商品生産設備の設置から事業の用に供するまでの時期を年月をもって記載する。

５．事業革新新商品設備の導入に必要な資金の額及びその調達方法
必要な資金の額及び調達方法は別表３により記載する。

別表１

事業革新新商品の基準への適合状況

基準	適合条件
研究開発との有機的連携	
事業革新新商品の革新性	

(注)　基本指針の定めるところにより、事業革新新商品の基準への適合状況について、次の事項を具体的に記載する。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨を記載する。

１．研究開発との有機的連携については、現に行っている研究機亜発に係る組織体制を記載するとともに、研究開発の成果が対象となる事業革新新商品に活用されることが、公表論文、特許、著作権、ノウハウ等により確認できることを記載する。

２．事業革新新商品の革新性については、次のいずれに該当することを記載する。
⑴　当該事業革新新商品の売上高の合計額が、全ての事業の売上高の１％以上を構成することとなるものであること。
⑵　当該事業革新新商品が、新たな市場を形成する新商品であること。

別表２

事業革新新商品生産設備の導入に伴う設備投資の内容及び事業革新新商品生産設備の基準への適合状況

①	設備の名称		
②	設備の設置場所		
③	数量		
④	単価（単位‥百万円）		